

# 事業活動の縮小に伴い雇用調整を行った 事業主の方への給付金

## 1 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金・残業削減雇用維持奨励金

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業事業主※向けに雇用調整助成金の助成内容等を拡充した制度です。また、残業削減雇用維持奨励金は、その雇用する労働者等の残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主に対して、助成及び援助することを目的としています。

※ 中小企業事業主とは、その資本の額又は出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいいます。

### I 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

#### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①から⑥までのいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 次のいずれかに該当する事業主
  - イ 一般事業主（下記ロ～ホ以外の事業主）
  - ロ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定に基づき承認された経営基盤強化計画に係る特定組合等の構成員である中小企業事業主（経営基盤強化事業主）
  - ハ 特に雇用の維持その他の労働者の雇用の安定を図る必要があるものとして厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）内に所在する事業所の事業主（雇用維持等地域事業主）
  - ニ 厚生労働大臣が指定する事業主（大型倒産等事業主）の関連事業主（下請事業主等）
  - ホ 認定港湾運送事業主

※中小企業緊急雇用安定助成金を利用される事業主は「一般事業主」となります。

- ③ 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
  - イ 「景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由」とは、景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む。）の出現、消費者物価、外国為替その他の価格の変動等の経済事情の変化をいいますので、以下に掲げる理由による事業活動の停止又は縮小によつては、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「本助成金」といいます。）の支給対象となりません。
    - (イ) 例年繰り返される季節的変動によるもの
    - (ロ) 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの
    - (ハ) 法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分によつて事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行うものを含む。）

ロ 本助成金の支給を受ける前提となる「事業活動の縮小」とは、以下に該当するものであって、事業活動の縮小の理由が、事業主が尽くすべき責務を尽くした上でやむを得ないものと認められるものをいいます。

【雇用調整助成金】

(イ) 一般事業主(②のイの事業主)の場合

売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。

(ロ) ②のロからホのいずれかに該当する事業主の場合

生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が前年同期に比べ減少しており、かつ、雇用保険被保険者数による雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ増加していないこと。

【中小企業緊急雇用安定助成金】

売上高又は生産量の最近3か月の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること(ただし前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)

④ それぞれ次のいずれにも該当する休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向元事業主が出向労働者の賃金の一部を負担する事業主

イ 休業等(休業及び教育訓練)の場合

(イ) 対象期間内に行われるものであること

(ロ) 次の休業又は教育訓練であること

(休業)

a 所定労働日の全一日にわたるもの

b 所定労働時間内に当該事業所における対象被保険者全員について一斉に1時間以上行われるもの(短時間休業)

c 所定労働時間内に対象被保険者毎に1時間以上行われるもの(特例短時間休業)

d 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること

(教育訓練)

d 所定労働日の所定労働時間に全一日にわたり行われるものであること(自事業所内で行われる場合)

e 就業規則等に基づいて通常行われる教育訓練ではないこと

f 当該訓練の職種等の内容についての知識又は技能を有する講師により行われるものであること

g 事業主が自ら事業所内で実施するもの(生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して行われるものに限る。)

h 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設、同法第47条に規定する指定試験機関、学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校、社団法人、財団法人、中央労働災害防止協会等の施設において実施するもの

i 受講者に支払われる手当の額が労働基準法第26条の規定に違反していないものであること

(ハ) 労使間の協定による休業又は教育訓練であること

ロ 出向の場合

(イ) 対象期間内に開始されるものであること

(ロ) 出向期間が3か月以上1年以内であること

(ハ) 出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること

(ニ) 労使間の協定によるものであること

(ホ) 出向労働者の同意を得たものであること

(ヘ) 出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること

- (ト) 本助成金の対象となる出向の終了後6か月以内に当該労働者を再度出向させるものでないこと
  - (チ) 出向元事業所において、他の事業主から本助成金の支給対象となる出向労働者を受け入れていないこと
  - (リ) 人事交流のため等雇用調整を目的としていないで行われる出向でなく、かつ、出向労働者を交換しあうこととなる出向でないこと
  - (ヌ) 資本的、経済的、組織的関連性等からみて、出向助成金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間で行われる出向でないこと
- ⑤ ④の休業等(休業及び教育訓練)又は出向の実施について、事前に都道府県労働局又は公共職業安定所に届け出られたものであること
- ⑥ 休業等(休業及び教育訓練)又は出向に関して、必要な書類が整備・保管されていること

注意

- ① 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。
- イ 助成金の支給を行う際に、休業等(休業及び教育訓練)又は出向の実施に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
  - ロ 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合
- ② 次のいずれかに該当する労働者を休業等及び出向させても対象とはなりません。
- イ 解雇を予告された者
  - ロ 日雇労働被保険者
  - ハ 特定就職困難者雇用開発助成金等の支給対象となる者
- ③ 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。
- ④ 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがありますのでご協力願います。

### 支給できる額

- ① 支給できる金額

#### 【雇用調整助成金】

休業等(休業及び教育訓練)	出向
厚生労働大臣が定める方法により算定した額(1人1日)×下記の助成率 教育訓練は上記に加えて訓練費として、 1人1日あたり1,200円	出向元事業主の負担額×下記の助成率
2/3	2/3

#### 【中小企業緊急雇用安定助成金】

休業等(休業及び教育訓練)	出向
厚生労働大臣が定める方法により算定した額(1人1日)×下記の助成率 教育訓練は上記に加えて訓練費として、 1人1日あたり6,000円	出向元事業主の負担額×下記の助成率
4/5	4/5

注1 受給額は1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします(訓練費は限度額に含みません。)

2 以下の要件を満たした場合に雇用調整助成金の助成率を2/3から3/4へ、中小企業緊急雇用安定助成金の助成率を4/5から9/10へ上乗せします。

I 判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数(受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。)が、比較期間(初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。

II 判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等※をしていないこと。

※ 解雇等とは、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者について、事業主都合による解雇の他、特定受給資格者となる離職をさせた場合

二 有期契約労働者について、事業主都合による解雇の他、特定受給資格者又は特定理由離職者となる離職をさせた場合

三 派遣労働者から役務の提供を受けている事業主が、当該派遣労働者について、契約期間満了前に事業主都合による契約解除を行った場合

四 上記一号から三号の労働者について、労働契約又は労働者派遣契約を変更して週の所定労働時間を20時間未満とした場合

## ② 受給できる期間

休業等(休業及び教育訓練)を実施した場合は、次の対象事業主ごとの対象期間内に行われた休業等(休業及び教育訓練)に係る期間、出向を実施した場合は、対象期間に開始された1年以内の出向に係る期間について助成金の支給の対象となります。

ただし、休業等(休業及び教育訓練)に係る助成金は、対象被保険者数に以下の事業主ごとの支給限度日数を乗じたものが支給限度となりますので、これを超える日数については支給対象となりません。

### 【雇用調整助成金】

#### イ 受給できる事業主の②イの一般事業主の場合

休業等(休業及び教育訓練)を行う旨を最初に届け出た(休業等(休業及び教育訓練)の実施計画届)際に、当該事業主が指定する雇用調整の初日から起算して1年間(支給限度日数は1年間で200日。3年間で300日。)。出向を行う旨を最初に届け出た(出向の実施計画届)際に、当該事業主が指定した雇用調整の初日から起算して1年間。

#### ロ 受給できる事業主の②ロの経営基盤強化学業主の場合

経営基盤強化学業主として休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行う旨を最初に届け出た(休業等(休業及び教育訓練)又は出向の実施計画届)際に、当該事業主が指定した雇用調整の初日から起算して1年間(支給限度日数200日)

※ 一般事業主又は経営基盤強化学業主としての前回の対象期間(初日から1年間)後1年間を経過した日の後でなければ、対象期間の初日の指定はできません。なお、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合に厚生労働大臣の定める期間(6か月間。平成21年4月1日現在指定されています。)に上記の雇用調整を行った事業主は、その最終実施日の翌日から起算して1年間を経過した日後に利用可能期間の初日の指定ができます。

#### ハ 受給できる事業主の②ハの雇用維持等地域事業主の場合

地域ごとに厚生労働大臣の指定する日から起算して1年間(支給限度日数200日)

#### ニ 受給できる事業主の②の二の大型倒産等事業主の下請け事業主

大型倒産等事業主ごとに厚生労働大臣が指定する日から起算して2年間(支給限度日数200日)

ホ 受給できる事業主の②のホの認定港湾運送事業主の場合

事業主ごとに認定を受けた日から2年間(支給限度日数200日)

#### 【中小企業緊急雇用安定助成金】

休業等(休業及び教育訓練)を行う旨を最初に届け出た(休業等(休業及び教育訓練)の実施計画届)際に、当該事業主が指定する雇用調整の初日から起算して1年間(支給限度日数は1年間で200日。3年間で300日。)

出向を行う旨を最初に届け出た(出向の実施計画届)際に、当該事業主が指定した雇用調整の初日から起算して1年間。

### 受給のための手続

#### ① 休業等(休業及び教育訓練)の場合

イ 受給しようとする事業主は、事業主の選択により、一の判定基礎期間(暦月又は賃金締切日が定められている場合は賃金締切期間)又は2もしくは3の連続する判定基礎期間(連続判定期間)ごとに休業等(休業及び教育訓練)を開始する日の前日までに休業等(休業及び教育訓練)協定をした書面(写)及び教育訓練を行う場合は通常実施している教育訓練の状況を示す就業規則等の書類(写)を添えて、休業等(休業及び教育訓練)実施計画(変更)届を管轄労働局長に提出してください。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができます場合があります。

ロ 対象期間について最初に休業等(休業及び教育訓練)実施計画(変更)届を提出する場合は、雇用調整の初日の2週間前までに提出してください。

ハ 次に、上記イで当該事業主が選択した判定基礎期間又は連続判定基礎期間ごとにその末日の翌日から1か月以内に休業等(休業及び教育訓練)が協定に定めるところによって行われたものであることについての労働組合等の確認を経て、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金(休業等)支給申請書を管轄労働局長に提出してください。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができます場合があります。

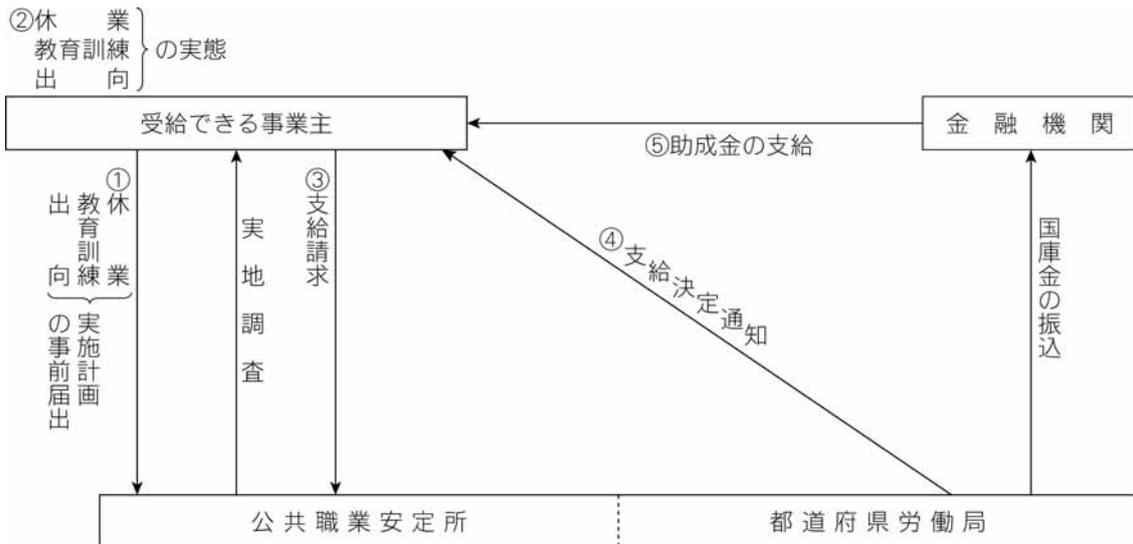
#### ② 出向の場合

イ 受給しようとする事業主は、出向労働者の出向を開始する日の2週間前までに、出向協定をした書面(写)及び出向契約書(写)を添えて、出向実施計画(変更)届を管轄労働局長に提出してください。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができます場合があります。

ロ 次に、当該出向労働者の出向を開始した日から起算して最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする各期の経過後2か月以内に、当該出向協定に定めるところによっておこなわれたものであることについての労働組合等の確認、当該出向が出向契約に定めるところによっておこなわれたものであることについての出向先事業主の確認及び出向労働者の当該出向に関する同意の確認を得て、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金(出向)支給申請書を管轄労働局長に提出してください。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができます場合があります。

※ 支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

(参考)本助成金の受給手続



## II 残業削減雇用維持奨励金

本奨励金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るため、その雇用する労働者等の残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主に対して、助成及び援助することを目的としています。

### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次のすべてに該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主
- 2 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、当該事業所において事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
  - (1) 本奨励金の支給を受ける前提となる「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由」とは、景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス(輸入を含む。)の出現、消費者物価、外国為替その他価格の変動等の経済事情の変化をいいますので、以下に掲げる理由による事業活動の停止又は縮小によるものは、本奨励金の支給対象にはなりません。
    - イ 例年繰り返される季節的変動によるもの(自然現象に限らない。)
    - ロ 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの(被害状況の点検を行っている場合を含む。)
    - ハ 法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの(自主的に行っているものも含む。)
  - (2) 本奨励金の支給を受ける前提となる「事業活動の縮小」とは、以下に掲げるものであって、いずれかに該当しなくてはなりません。
    - イ 生産量(額)、販売量(額)又は売上高等事業活動を示す指標(以下「生産指標」という。)の最近3ヶ月間の月平均値がその直前の3ヶ月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主
    - ロ 生産指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前の3ヶ月又は前年同期に比べ減少していることに加え、直近の決算書等の経常損益が赤字である中小企業事業主

- 3 残業(所定労働時間外の労働)削減に関する以下の事項について、あらかじめ、残業削減を実施する事業所の事業主と当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合(労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者。以下「労働組合等」という。)との間に、書面による協定(以下「協定」という。)がなされており、これを踏まえた「残業削減雇用維持奨励金残業削減計画届(以下「計画届」という。)」を事前に届け出ている事業主
- (1) 残業削減を実施する期間(始期及び終期)
  - (2) 削減する残業時間(残業時間の概数)
  - (3) 残業削減の対象となる労働者の範囲(残業削減を実施する部門、工場等の別及びそれぞれの部門等において残業削減の対象となる労働者の概数)
- 4 判定期間(対象期間(計画届において事業主が指定した日から起算して1年間。)の初日から、6ヶ月ごとに区分した期間)における当該事業所の労働者1人1ヶ月当たりの残業時間が、比較期間(計画届の提出日の属する月の前月又は前々月から遡った6ヶ月間)における当該事業所の労働者1人1ヶ月当たりの残業時間と比べて、2分の1以上かつ5時間以上削減されている事業主
- 5 判定期間における事業所労働者数(雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者。以下同じ。)が、比較期間の月平均の事業所の労働者数と比べて、5分の4以上である事業主
- 6 計画届の提出日から、判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等をしていない事業主
- 7 残業削減実施の事業所において、以下の書類を整備・保管している事業主
- (1) 事業所の労働者各人の残業時間を明らかにする書類
  - (2) 雇用する労働者の労働条件等を明らかにする就業規則等の書類
  - (3) 残業削減を実施した事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の労働者派遣契約の内容を明らかにする書類
- 8 以下のいずれの項目にも該当しない事業主
- (1) 本奨励金の支給申請時、前々年度より前のいずれかの保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。)に、残業削減を実施した事業所において労働保険料の未納がある事業主
  - (2) 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金を受け又は受けようとし、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった場合で、その後3年間が経過していない事業主

## 受給できる金額

### 1 中小企業事業主以外の事業主

中小企業事業主以外の事業主については、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び受け入れている派遣労働者(計画届の提出日の翌日以降に、新たに雇い入れられた有期契約労働者及び新たに労働者派遣契約を締結して役務の提供を開始した者を除く。)について、事業主の指定した対象期間(1年間)の初日から6ヶ月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて、それぞれ100人を限度に以下の金額を支給します。

- (1) 有期契約労働者については、判定期間ごとに1人当たり10万円
- (2) 派遣労働者については、判定期間ごとに1人当たり15万円

### 2 中小企業事業主

中小企業事業主については、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び受け入れている派遣労働者(計画届の提出日の翌日以降に、新たに雇い入れられた有期契約労働者及び新たに労働者派遣契約を締結して役務の提供を開始した者を除く。)について、事業主の指定した対象期間(1年間)の初日から6ヶ月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて、それぞれ100人を限度に以下の金額を支給します。

- (1) 有期契約労働者については、判定期間ごとに1人当たり15万円
- (2) 派遣労働者については、判定期間ごとに1人当たり22万5千円

## 受給のための手続

### 1 計画届の事前の提出

支給を受けようとする対象事業主は、残業削減雇用維持奨励金残業削減計画届(様式第1号(1))を作成し、以下に掲げる書類を添付した上で、あらかじめ管轄労働局長に提出してください。なお、提出に当たり、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます場合があります。

- (1) 残業削減に係る協定をした書面(写)
- (2) 残業削減実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(様式第1号(2))
- (3) 生産指標の数値を実証する資料
- (4) 比較期間における、残業削減実施事業所の雇用保険被保険者の労働時間を明らかにする書類(以下「賃金台帳等」という。)
- (5) 比較期間における、残業削減実施事業所に受け入れている派遣労働者の労働時間を明らかにする書類(以下「派遣先管理台帳等」という。)

### 2 支給申請書の提出

計画届の事前の提出を行った事業主のうち、本奨励金の支給を受けようとする事業主は、判定期間ごとに支給申請書(様式第2号(1))を作成し、以下に掲げる書類を添付した上で、当該判定期間の末日の翌日から起算して1ヶ月以内に管轄労働局長に提出してください。なお、提出に当たり、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます場合があります。

- (1) 労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書(様式第2号(2))
- (2) 支給対象有期契約労働者名簿(支給対象となる有期契約労働者の氏名、雇用保険被保険者番号及び雇入れ年月日を任意の様式で記載。)
- (3) 支給対象派遣労働者名簿(支給対象となる派遣労働者の氏名、残業削減実施事業所における派遣就業開始日及び派遣元事業主名を任意の様式により記載。)
- (4) 判定期間における、賃金台帳等
- (5) 判定期間における、派遣先管理台帳等
- (6) 支給対象有期契約労働者名簿にある個々の有期契約労働者に係る労働契約の内容を明らかにする書類